

# ご案内

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 友利 博朗  
担当理事 宮城 政剛



## 全数届出の見直しに伴う発生届出対象外の方への対応について（廃止）

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県より「全数届出の見直しに伴う発生届出対象外の方への対応について（廃止）」が届きましたのでご案内申し上げます。

また、関係文書は当会ホームページ（新着情報→新型コロナウイルス感染症関連情報）に掲載しております。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：石垣・前泊 / 電話 098-868-7579）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

事務連絡  
令和 5 年 4 月 21 日

沖縄県医師会  
各地区医師会  
沖縄県病院事業局  
各診療・検査医療機関  
各保健所  
各検査機関

御中

沖縄県保健医療部ワクチン・検査推進課

## 全数届出の見直しに伴う発生届出対象外の方への対応について（廃止）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜りありがとうございます。

さて、令和 4 年 9 月 12 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡により示された全数届出の見直しに伴い、沖縄県における対応として、令和 4 年 9 月 26 日付（令和 4 年 12 月 5 日一部改正）事務連絡において、発生届出対象外の方へ配付する診断結果通知様式（案内書）を通知していたところです。

今般、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和 5 年 1 月 27 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症（COVID19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、五類感染症に位置づける。」「位置づけの変更前に改めて、厚生科学審議会感染症部会の意見を聴いた上で、予定している時期で位置づけの変更を行うか最終確認した上で実施する。」とされました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症が令和 5 年 5 月 8 日から五類感染症に位置づけられた場合、同日をもって同案内書も廃止しますので、関係機関宛てに周知していただきますようお願いいたします。

### ○概要

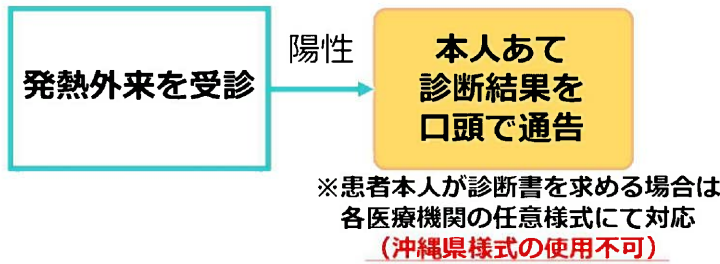
新型コロナウイルス感染症が令和 5 年 5 月 8 日から五類感染症に位置づけられた場合、同日をもって案内書の配付対応終了。

### （補足）

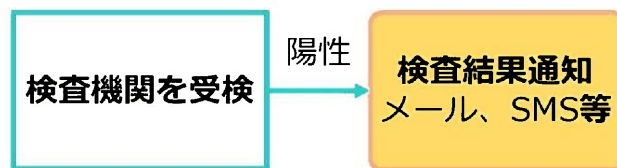
- ・感染症法上の位置づけ変更以降（令和 5 年 5 月 8 日予定）、検査料のうち、受診者の自己負担分は、受診者あて請求を行う（新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱い廃止）こととなりますので、そちらも遺漏の無いようご留意願います。

問合せ先）保健医療部ワクチン・検査推進課検査・支援班  
電話 098-894-5122（担当：仁平、河野）

○新型コロナウイルス感染症と診断された方への対応フロー  
医療機関等の例)



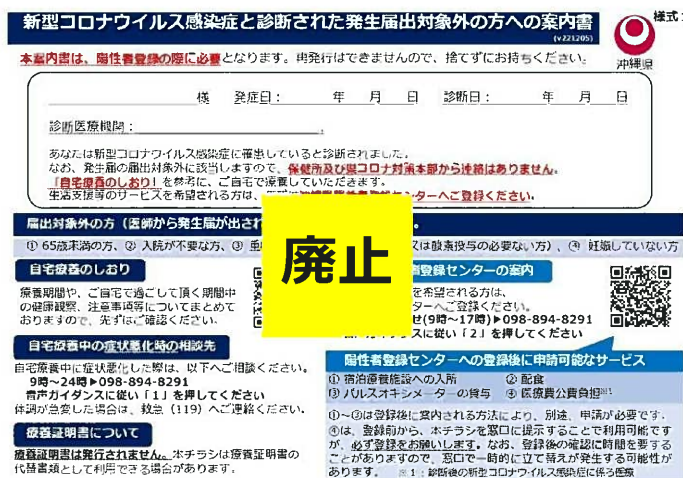
民間検査機関等の例)



(廃止する様式)

①様式1 (青色案内書)

「新型コロナウイルス感染症と診断された発生届出対象外の方への案内書」



②様式2 (緑色案内書)

「新型コロナウイルスの検査を受検された方への案内書」

